

社会福祉法人東谷あゆみ会　留守家庭児童育成クラブ

森っこクラブこどもの家・里っこクラブこどもの家



2025年度 入所のしおり

**入所申込受付期間　2024年11月1日（金）～11月29日（金）（最終日17:00締切）**

**郵送も可（11/29消印まで有効）**

**★☆「森っこクラブこどもの家」☆★**

**☎・📠：072-767-1178　　Ｅ-Mail：morixko@vesta.ocn.ne.jp**

**〒666-0124　川西市多田桜木2-12-6　小野山ビル2階A号室**

**★☆「里っこクラブこどもの家」☆★**

**☎・📠：072-768-9620　　E-mail：wz4ez7@bma.biglobe.ne.jp**

**〒666-0105　川西市見野3-8-20　米田第一ビル303**

※この「入所のしおり」は、2024年10月1日現在の内容で作成しております。掲載した内容の一部が変更される場合がありますので、ご了承ください。

１．森っこクラブこどもの家・里っこクラブこどもの家について

〇児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づく放課後児童健全育成事業です。

　〇保護者等が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や学校の休業期間にお

　　いて、育成クラブ室を利用して適切なあそび及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

　　※このしおりにおいては、留守家庭児童育成クラブを「育成クラブ」と表記します。

２．入所対象児童について

育成クラブに入所するためには、次にあげる要件を全て備えていることが必要です。

1. **小学校1年生から6年生の児童であること。**
2. **保護者が就労により、月曜日から土曜日までの6日間の間に3日以上かつ午後3時以降まで勤務し、家庭が留守になるため、児童が適切な保育を継続的に受ける事が出来ないこと。（その他の理由で児童が適切な保育を継続的に受けることが出来ない場合は事前にご相談ください。）**
3. **育成クラブにおける集団での生活が可能であること。**
4. **育成活動に継続性を持たせるため、週3日以上出席できる児童であること。**

※保護者が育児休業を取得する児童は対象となりません。ただし４月入所申請に限り翌月末までに育休復帰することを条件に申請が出来ます。

※育成料・おやつ代の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。

３．育成クラブの概要について

1. **運営主体：社会福祉法人東谷あゆみ会**

**（２）入所定員：森っこクラブこどもの家**30名　一時保育利用　1日　5名　計35名

**里っこクラブこどもの家**　　35名　一時保育利用　1日　5名　計40名

※共に、入所希望者が定員を超える場合は、入所を待機していただく場合があります。

**（３）開所日及び開所時間・延長育成時間**

**①授業のある日：下校時～午後5時　延長育成時間　午後5時～午後7時半**

**②授業のない日：午前8時～午後5時　延長育成時間　午後5時～午後7時半**

（創立記念日、学校行事などの代休日ならびに春・夏・冬休み中）

**③土曜日：午前８時～午後５時　延長育成時間　午後５時～午後７時**

**※児童の送迎は育成クラブまでお願いします。**

**※授業のない日における通所については、通所時間の配慮をお願いします。（午前8時00分より早く通所しても、育成クラブは開所しておりません。児童が外で待機しなければならない状況になります。危険防止のためにも、午前8時00分以降の通所にご協力ください。）**

※帰宅途中の安全確保が必要であると理事長が判断した時は、帰宅時間を変更させることがあります。（例：11月～1月＜冬季休業まで＞の間で日没が早い時期、暴風・大雨等の恐れがある時など）

※11月～1月の間で日没が早い時期での帰宅については、次のいずれかにより選択してください。（10月に連絡アプリ等で確認させて頂きます。）

◇午後4時30分での帰宅（集団下校）

◇午後5時00分までの帰宅（保護者または保護者の代理（成人）によるお迎え）

◇午後7時30分までの帰宅（延長育成利用者のみ）

※午後7時30分まで延長育成を実施しています。

⇒詳しくは、P.6『8．延長育成について』を参照してください。

※**変更があれば、森っこクラブは多田こどもの森保育園、里っこクラブは畦野こどもの里保育園**

**のホームページ等でお知らせします。**

**（４）休所日** 育成クラブを開所しない日は次の通りです。

・**日曜日、国民の祝日**

**・12月29日から31日まで及び1月2日から3日まで**

**・気象警報発令時、災害時等**

※川西市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「特別警報」のいずれかが発令され、または発令される見込みで学校が臨時休校となる場合、育成クラブは休所とします。

※土曜日や学校創立記念日、学校行事等の代休ならびに春・夏・冬休み中については、上記の警報が午前9時現在発令中の時は、その日の育成クラブは休所とします。

（午前8時～9時までに警報が解除された場合は、解除時点から開所します。）

※学校の活動時間帯に警報が発令され、または発令される見込みで学校が一斉下校と　なった場合は、学校からの通所経路中の危険を考慮し、育成クラブは休所とし、児童は学校の指示に従い下校します。

※育成クラブの開所時間中に上記の警報が発令された場合は休所とし、緊急連絡先及び一斉連絡網にて連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。

**・その他、理事長が必要と認める日**

※インフルエンザなどによる臨時休校または学級・学年閉鎖になった時については、次の通りとします。

1. 臨時休校（全児童）になった場合は、育成クラブは休所とします。
2. 学級・学年閉鎖の場合は、その当該学級・学年の児童は、育成クラブに通所することはできません。

4．育成クラブの費用について

**（1）育成料について**

児童１人につき月額7,500円（※１）です。月途中の退所や当該月の全てを欠席された場合も、当該月の育成料は全額納付していただきます。

※１費用は2024年度の金額です。今後は変更されることもあります。

1. **納付方法**

原則として、郵貯機関による口座振替でお願いします。振替日は毎月20日（当該日が郵貯機関の休業日の場合は、その翌日）です。

1. **育成料の減免**

次の事項に該当する場合は、該当事項に応じて育成料が減免されます。

減免の申請には、育成料減免申請書と添付書類の提出が必要となります。

※年度途中の減免申請は、減免申請する月の末日が締め切りとなります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 減　免　理　由 | 添　付　書　類 | 減　額 |
| １ | | 生活保護法の規定による被保護世帯 | 生活保護適用証明書※ | 全額 |
| 市民税の所得割が非課税となる世帯 | 世帯全員の住民票  世帯全員の課税証明書※ | 全額 |
| ２ | （１） | 児童扶養手当法の規定に  よる児童扶養手当を受給している世帯 | 児童扶養手当証書（写し） | 2分の1 |
| （２） | 児童扶養手当法第9条及び10条に規定する所得の額に満たない世帯 | 世帯全員の住民票※  世帯全員の課税証明書※ | 2分の1 |
| （３） | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当を受給している世帯 | 特別児童扶養手当証書  （写し） | 2分の1 |
| ３ | | 市長において特に育成料の減免が必要であると認める世帯 | 罹災証明等 | 状況に応じて |
| ４ | | 1世帯につき2人以上の児童を入所させている世帯 |  | 2人目以降の育成料を、1人目の育成料の２分の１ |

※減免の決定につきましては、申請書類を審査した後、文書でお知らせします。

※申請時及び更新時に減免の判断をします。所得により、年度途中で減免が取り消しとなる場合があります。

1. **実費費用**

　　　　〇育成料とは別に、児童のおやつ代（月額2,000円：※2）や行事等を実施する場合の実費が必要になります。お支払いについては、育成料と共に口座より引き落とします。

※２アレルギー等でおやつを持ち込みされる場合を除き、おやつ代が必要です。

〇傷害保険加入料及び連絡帳代（1冊）については、育成料に含みます。

5．育成クラブの活動について

**主な育成クラブの活動は、次の通りです**。

**下　校**

**育成クラブへ**【連絡帳で出席を確認します。】

　　　　　↓

　↓

**おやつ**

**食べる時のマナーや食べ物に対する知識、感謝の気持ちを養います。**

　　　　　↓

**宿題など**【自主的に宿題等を学習する習慣を身につけるよう促します。】

**自習学習**

　　　　↓

　　　　　↓

**室内・室外遊び**【生活空間を広げ、異年齢での遊びを通して児童の健全育成を図ります。】

**遊び**

　　　　　↓

**班活動など**【責任・役割などの社会性を養います。】

**片付け・清掃**

　　　　↓

**帰りの会**

**連絡・反省・下校指導**【一日の活動の反省や連絡事項を確認します。】

　　　↓

**帰　宅**

**下校班ごとに帰宅**

1. 学校から育成クラブへの通所について

〇原則、各自自主通所となります。（緊急時除く）

〇新1年生については1学期中を目途に、学校からクラブまでの間を職員が付き添います。

〇通学路については、安全に帰宅できるようにお子さまとともに確認しておいてください

〇牧の台小学校の児童については、平日は車でのお迎えを行います。

※支援を必要とする児童の場合は、延長育成を利用しない場合でも、保護者または

保護者の代理の人（成人の方）の送迎が必要です。

1. 欠席・早退等の連絡方法について

〇育成クラブの欠席・早退の連絡は必ず前日までに連絡帳又は学童アプリにてお知らせく

ださい。急な欠席・早退がある時は直接お電話下さい。(留守電メッセージも可)

〇無断欠席の時は、子どもの所在と安全確認のために保護者の勤務先または自宅、緊急連

絡先等に連絡します。

〇早退の時は、育成クラブを退室する時刻を連絡ノートにご記入ください。

〇習い事やその他の毎週決まった日の欠席や早退は、指導員に届け出てください。その都度

の連絡は必要ありません。（後日お渡しする児童票にも記載をお願いします。）

1. **非常事態等における対応について**

〇学校の活動中に、事件や危険情報のため一斉下校（全児童）となった場合は、育成クラブ

は休所とし、学校の指示に従い帰宅させます。

〇育成クラブ開所中に、事件や危険情報のため児童の帰宅に安全確保が必要な場合は、育成

クラブから保護者に連絡（一斉連絡網等）しますので、お迎えをお願いします。

★児童の安全面を考慮して、授業終了後の一斉下校や学年ごとに集団下校等が数日間続く場合、詳細は小学校ごとで異なる事がありますが、育成クラブにおいては原則として次の通りとします。

**・学校が一斉下校（全児童）する時**

1. 学校の指示に従い一斉下校（全児童）で帰宅する。
2. 育成クラブに通所し保護者の迎えによる帰宅をする。

　※AまたはBの選択による帰宅となりますので、児童と事前に話し合い、クラブまでお知らせください。

**・学校が集団下校（学年ごとに下校）する時**

通常通り、育成クラブでの班別の帰宅を行い、指導員が途中まで付き添います。

※上記の各状況について、各家庭で帰宅の方法や児童から保護者への連絡方法、鍵の所持所在等についても話し合っておいてください。

1. **その他、保護者へのお願い**

〇服薬について、職員は関与出来ません。なるべく朝夜の服薬にて対応をお願いします。

〇連絡帳は毎日目を通し、育成クラブからの連絡内容等を確認してください。

〇給食のない日は、必ず弁当を持たせてください。

〇着替えは、ロッカーに一組必ず用意しておいてください。

　　　〇宿題等は、クラブでも自主的に取り組むよう声かけはしますが、各家庭で取り組み方につ

いてお子さんと話し合っておいてください。

〇保護者が在宅の時は、自宅で保育してください。

６．傷害保険について

1. **傷害保険の加入について**

〇入所を許可された児童は、団体傷害保険に加入します。

〇保険加入料は育成料に含まれていますので、別途ご負担いただく必要はありません。

1. **傷害保険の内容について**
   1. **保険名称**：「スポーツ安全保険」（公益財団法人スポーツ安全協会）
   2. **対象となる事故**：育成クラブの管理下で行われた団体活動と、自宅と育成クラブとの通常経路往復途上の傷害事故等が対象です。

※学校管理下における活動中の事故や行き帰りの寄り道による事故は除きます。

※公民館等で行われる放課後子ども教室と育成クラブとの移動途中での事故は除きます。

* 1. **保険金額：**〇死　　亡：3,000万円　　　〇後遺障害：4,500万円

　　　　　 　〇入院日額：4,000円　　　　〇通院日額：1,500円

* 1. **病院費用**：病院費用については保護者負担となります。

※いずれも、事故の日から180日以内が保険金支払いの対象で、通院保険金の支払い日数は

30日が限度となります。

　　※入院・通院は治療日数1日目から補償されますが、治療に伴う治療費の実費でなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

７．保護者からの届け出について

**退所及び延長育成利用を解除する場合や、次のいずれかに該当する場合、月末までに届け出てください。**

〇児童または保護者の住所・氏名・勤務先・緊急連絡先・一時帰宅先等に変更が生じた時

〇児童または保護者に事故が生じた時

〇保護者が育児休業を取得する時

〇その他、連絡が必要な時

８．延長育成について

**（1）延長育成時間等**

開所日の月曜日から金曜日の午後5時から午後7時30分まで

（※土曜日は午後5時から午後7時まで）

**（2）対象児童**

**延長育成に登録できる対象児童は、次の全ての事項に該当する児童です。**

〇育成クラブに入所する児童で保護者の勤務等の理由により、午後5時以降も育成クラブの活動が真に必要であると認められる児童であること。

　　　※入所申請時の申請書及び勤務証明の記載内容と相違ないようお願いします。

　　〇午後7時30分までに、保護者または保護者の代理人（成人）によるお迎えが可能な児童であること。

**（3）延長育成の登録申請等**

　　　延長育成の利用を希望する児童の保護者は、延長利用申請書をあらかじめ理事長に提出し、（提出先は育成クラブ）利用の許可を受けてください。入所申請時を除き、許可は翌日以降

になります。

**（4）延長育成料**

　　①通常育成料に加えて児童1人につき、午後5時から6時30分が月額3,000円、午後5時から7時までが月額4,000円、午後5時から7時30分までが月額5,000円です。

②通常の育成料が減免される児童については、延長育成料も同様の減免を適用します。

（午後7時から7時30分までの延長育成料については減免の対象とはなりません。）

**（5）延長育成を利用する児童の下校方法**

　　　延長育成を利用する児童の下校につきましては、必ず午後6時30分・午後7時・午後7時30分までに、保護者または保護者の代理（成人）がお迎えに来てください。

※お迎えができない場合や延長育成料の未納が続く場合は、延長育成の利用の許可を取り

消すことがあります。

**（6）延長育成を利用しない児童の下校方法**

　　　延長育成を利用しない児童につきましては、午後5時（11月～1月（冬季休業まで）の間で日没が早い時期は午後4時30分）に集団下校いたします。

⇒（P．2）『3．育成クラブの概要について（3）』を参照してください。

**（7）延長育成の一時利用**

　　①一時的に延長育成が真に必要であると認められる児童は、その必要な時に延長育成を利用することができます。尚、対象児童及び下校方法については、上記の事項と同じです。

　　②延長育成の一時利用の育成料は、児童1人1回につき午後5時から6時30分は600円、

午後5時から7時までは800円、午後5時から7時30分は、1,000円です。

　・月単位での上限額、減免はありません。

　　　・各人の口座振替により納付してください。

９．入所許可の取り消しについて

**次に挙げる事項が生じた場合は、入所許可を取り消します。**

〇退所届の提出があった時

　　　　〇転校する時

　　　　〇病気、その他の理由により長期欠席をする時

　　　　〇年度途中に、保護者が育児休業などを取得する時

　　　　〇提出頂いた同意書の同意内容が守れなかった時

　　　　〇保護者が家庭において保育することが可能になった時

　　　 〇無断欠席が著しい時

　　　　〇入所申請書及び児童の健康状況表の記載内容が事実と異なる事が判明した時

　　　 〇育成料・おやつ代等の滞納が著しい時

　　　 〇児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った時

　　　 〇クラブの運営に著しく支障をきたした時

　　　　〇週3日以上の利用がない状態が続くことが見込まれる時（長期休業期間中は除く）

　　　　〇その他、理事長が必要と認めた時

**「児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った」または、「クラブの運営に著しく**

**支障をきたした」と、理事長が判断した場合は、退所の措置をします。**

10．新年度　育成クラブ入所申請書類について

**入所申し込みに関して、公立学童と民間学童に同時に申し込み（併願）をする事は出来ません。**

**入所申請に必要な書類**

**1．入所申請書　（様式１）**・緊急時連絡先は①②③で優先順位欄に記入してください。

**2．児童の健康状況表　（様式２）**・アレルギー対応等の配慮事項は詳細にお書きください。

**【特別支援が必要な児童の方】**

・手帳の交付を受けてない児童でも、育成クラブの生活に配慮が必要な場合は、

必ず事前に育成クラブへご相談ください。

・手帳をお持ちの方は、写真の項及び判定日が記されている項のコピーを提出してください。

・医療機関が証明した診断書・意見書をお持ちの方は原本またはコピーを提出してください。

**3．保育をできない状況を示す証明書　（様式3）（保護者それぞれの証明が必要です。）**

・証明から3ヵ月以内のものに限ります。

・勤務証明書は育成クラブ入所申請用（様式3）及び記載内容がそれに準ずるものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請理由 | 保護者の状況とそれに対する必要書類 |
| **就　　労** | **①現在勤務中の場合**⇒事業所の証明印を受けた「勤務証明書」（様式3）  **②自営の場合**⇒「勤務証明書」（様式3）と事業内容が分かる書類  **③勤務先が内定している場合**⇒事業所の証明印を受けた「勤務証明書」（様式3）  **④内職の場合**⇒依頼主の証明を受けた「勤務証明書」（様式3）  **⑤就労されていない場合**⇒※「その他の特別事情の申告書」及び必要に応じて「診断書」 |
| **疫病・障害等** | **①病気療養中の場合**⇒「その他の特別事情の申告書」及び「診断書」  **②障がいがあり児童の保育が出来ない場合**⇒「身体障害手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し、もしくは「診断書」 |
| **介　護　等** | **保護者もしくは同居する18歳以上の方が、病気療養中の方や障がいを有している方の介護をする必要がある場合**⇒「その他特別事情の申告書」及び「介護が必要であることがわかる書類」（診断書・身体障害者手帳の写し等） |

※その他の特別事情で入所が必要な方は、育成クラブまでご相談ください。

※さくら園等に母子通園される事が理由で育成クラブの利用を考えられている方は、育成クラブまでご相談ください。

**4．同意書　（様式4）内容を確認の上、全ての項目に同意頂く必要があります。**

**5．延長育成利用申請書（様式5）**⇒希望者のみ提出

**6．育成料減免申請書（様式6）**⇒希望者のみ提出

**7．入学式前受入希望調書（様式7）**⇒入所決定後に配布（新1年生で希望者のみ）提出

**8．口座振替依頼書**入所決定後に配布します。2枚1組となりますので、2枚ともご記入・押印の上、提出してください。

※兄弟・姉妹で育成クラブに入所申請をされる場合は、1部で構いません

※「多田こどもの森保育園・畦野こどもの里保育園」卒園児で、引き続き同じ口座を利用する場合は、手続きの必要はありません。

11．新年度　4月入所のための申請提出先および提出期間について

**提出先および提出期間**

* + 1. **提出期間**：2024年11月1日（金）～11月29日（金）（最終日17:00締切）

　　　　　郵送も可（11/29消印まで有効）

* + 1. **提出先**：社会福祉法人東谷あゆみ会　森っこクラブこどもの家

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　里っこクラブこどもの家

（受付時間：月曜日～金曜日：午後3時～午後6時，土曜日午前9時～午後5時）

　 ※社会福祉法人東谷あゆみ会「多田こどもの森保育園」「畦野こどもの里保育園」

でも受付することが出来ます。（月～土曜日：午前9時～午後5時）

〇申し込みがあった児童については、要件を満たしており定員内の人数であれば、入所を決定し

ます。ただし申し込み時点で定員を超えている場合は、児童の学年、保護者の就労日数及び、

就労時間、家庭の状況などにより入所を決定します。また、定員を超えた児童については待機

していただくことになります。

**☆入所の決定案内のお知らせ**

　　2025年1月中旬に、育成クラブから入所の通知または待機の通知を郵送します。

　　　※入所を辞退される場合は、各クラブまで早急に連絡をお願いします

**☆入所説明会について**

新入所の児童及び保護者を対象に行います。継続児童・保護者について参加の必要はあり

ません（希望者の参加は可です）。開催の詳細については、送付する「入所決定通知」に記

載しますので御確認下さい。

日時：　3月8日（土）　午前10時から1時間程度

場所：　　各クラブにて

　　内容：　クラブ運営・家庭との連絡等について

**新1年生の春休み中の入所について**

　　〇新1年生については、入学式翌日からの入所になります。ただし、保護者または保護者の

代理人（成人）による送迎が可能な場合に限り、4月１日からの入所を許可します。

〇入所決定通知と共に「入学式前受入希望調書」（様式７）を配布しますので、希望する保護者は、入所説明会参加時に提出して下さい。**3/8の入所説明会以後は受付できません。**

12．年度途中から入所の手続きについて

　〇4月1日以降、年度途中の入所については、入所希望月の前月の1日から受付を行います。

　　　※1日が、日・祝日の場合は、次の営業日となります。

　　〇入所審査後、育成クラブにおいて、面談（保護者・児童・指導員等による面談）を行い、

入所の許可決定の次の月に児童が通所できるようになります。

※クラブでの面談に来られない場合、入所をすることができません。

13．一時保育事業の利用について

　　〇育成クラブでは、一時保育事業を実施しています。

　　 　定員　各クラブ1日　5人程度

　　　　・特別支援児童の利用は出来ません。

・付き添いの送迎などは行いません。（緊急時除く）

・利用希望日の予約が定員を超えている場合、利用出来ない事があります。

・登録後は「森っこクラブ」「里っこクラブ」の一時保育を利用できます。

　 （どちらも利用する予定のある方は、事前にお申し出ください。）

〇利用方法

登録（面談）した翌日から利用可能になります。（面談当日の利用は出来ません）

毎月1日（1日が日・祝の場合は次の開所日）から、次月の利用日を予約することが出

来ます。先着優先となりますのでご了承下さい。

**〇費用について**

・登　　録　　料　：1,000円（当年度分）

**一時保育の利用料**

　　　・1日平日料金 ： 800円（おやつ代を含む）

　　　・土曜日・長期休み：1,500円（おやつ代を含む）

**一時保育の延長育成料**

児童1人1回につき　午後5時から6時30分は600円、

午後5時から7時は800円、

午後5時から7時30分は1,000円です。（土曜は19時まで）

・月単位での上限額、減免はありません。

　　　・各人の口座振替により納付してください。

**社会福祉法人東谷あゆみ会**

**森っこクラブこどもの家・里っこクラブこどもの家の理念**

◆　働く保護者の就労を保障する

◆　異年齢の遊び・交流を通して創造性・自主性・協調性を育み、児童の健全な成長発達を図る。

◆　学童保育事業を通して、地域への社会福祉貢献を目指す。

**保育のねらい**

◆　安心して生活し信頼関係が築ける職員・友達の中で、主体的に生きる力をつける。

◆　楽しく遊び、仲間同士支え合い、共に育ちあう。

**運営内容**

◆　1年生から6年生迄の放課後児童の保育・発達保障

◆　障がいのあるこどもへの対応

◆　特に配慮を必要とするこどもへの対応

◆　保護者との連携を深め、共通理解をもち、子育て支援を行う。

◆　学校との連携・情報交換を行い、協力して支援する。

◆　地域関係機関との連携を行う。

◆　衛生管理及び安全対策を行う。

◆　適切な会計管理及び情報公開を行う。

◆　防犯訓練・避難訓練の実施

◆　新1年生の送迎（1学期を目途）

◆　保護者の要望や苦情への対応を行う。 窓口：森っこクラブは多田こどもの森保育園

里っこクラブは畦野こどもの里保育園

**年間行事予定表**

|  |  |
| --- | --- |
| 4月 | よろしくねの会　　花見 |
| 5月 |  |
| 6月 | 保護者交流会 |
| 7月 | 七夕　買い物＆昼食クッキング　両クラブ交流　夏休みの計画　夕涼み会 |
| 8月 | 市民プール　買い物＆昼食クッキング　両クラブ交流　夏休みの計画 |
| 9月 | 敬老の日　お月見団子 |
| 10月 | ハロウィン　秋祭り |
| 11月 | 全国学童保育合同研究集会 |
| 12月 | クリスマス会 |
| 1月 | 正月遊び　初釜 保護者交流会 |
| 2月 | 節分　豆まき |
| 3月 | またねの会 |

　その他：手づくりおやつ・誕生会・クッキング・制作・避難訓練保育園・学校・地域との交流等